

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3 - 3	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	69 の 7	許認可等の内容	介護支援専門員証の交付
<p>(介護支援専門員証の交付等)</p> <p>第 69 条の 7 第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。</p> <p>2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>3 介護支援専門員証(第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。)の有効期間は、五年とする。</p> <p>4 介護支援専門員証が交付された後第 69 条の 3 の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。</p> <p>5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>(法第 69 条の 7 第 2 項の厚生省令で定めるところにより行う研修)</p> <p>法第 113 条の 16 第 69 条の 7 第 2 項の厚生省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「再研修」という。)は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得を図り、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。</p> <p>2 再研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。</p> <p>3 再研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(法第 69 条の 7 第 2 項の厚生省令で定める期間)</p> <p>第 113 条の 17 法第 69 条の 7 第 2 項の厚生省令で定める期間は 5 年とする。</p>					